

# 令和6年2月 農業委員会議事録

開催日：令和6年2月26日（月）  
場所：越谷市農業技術センター2階  
研修室  
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 6年2月26日 ( 月 )

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 議席 | 氏 名     | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1  | 瀬 尾 守   | 出  | 8  | 宇田川 道 代 | 出  |
| 2  | 藤 井 光 昭 | 出  | 9  | 吉 田 佳 子 | 出  |
| 3  | 坂 卷 秀 雄 | 出  | 10 | 田 口 勲   | 出  |
| 4  | 山 崎 保 夫 | 出  | 11 | 荻 島 元 治 | 出  |
| 5  | 渋谷 喜代治  | 出  | 12 | 金 子 繁 雄 | 出  |
| 6  | 小 沼 真由美 | 出  | 13 | 小 林 博   | 出  |
| 7  | 大 熊 敏 夫 | 出  | 14 | 三ツ木 宗 一 | 出  |

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

| 議席 | 氏 名     | 出欠 | 議席 | 氏 名     | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1  | 小早川 久 夫 | 出  | 8  | 飯 高 進   | 出  |
| 2  | 神 田 東 一 | 出  | 9  | 齋 藤 晃 一 | 出  |
| 3  | 今 井 富士雄 | 出  | 10 | 鈴 木 喜 雄 | 出  |
| 4  | 林 信 雄   | 出  | 11 | 豊 田 佳 樹 | 出  |
| 5  | 岡 安 昇 治 | 出  | 12 | 松 沢 浩 之 | 出  |
| 6  | 関 根 栄   | 出  | 13 | 原 田 源 一 | 出  |
| 7  | 高 島 豊   | 出  |    |         |    |

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和  
統括主幹 上 原 誠  
主 幹 江 森 一 雄

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

## 6. 議 事

### ① 議事録署名人の指名

### ② 議 案

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可について        |
| 第2号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第3号議案 | 農用地利用集積計画（案）の決定について          |

### ③ 報 告

- |       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第3条の3の規定による届出の受理について     |
| 第2号報告 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について |
| 第3号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について |
| 第4号報告 | 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について  |

7. 議 長                      越谷市農業委員会会長      金 子      繁 雄

8. 閉会時刻                  午前10時30分

## 9. 会議の内容

局 長

皆様、おはようございます。定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。本日はご苦労さまです。

今月の5日には雪が降りましたが、その半月後には気温が25度を超えたという地域がありました。数日の間に15度も温度の差があると、我々にとっては、非常に厳しい温度差になりますので、皆さん体調には十分気をつけていただきたいと思います。

去年は米が取れなくて、安くて等級が悪いというのは皆さん御存じかと思います。米の収穫量が少なかったから米の価格が多少上がってきたといううわさは聞きましたが、実際こんな単価では農業をやる人が少なくなってしまう。まして機械も高く、肥料も高く、全てが高いのに我々の生産物が安くて、こんな状態で農地を守れと言われてもなかなか守っていきません。まして農業者も70歳を超えた人が非常に多い中で、米を作れないから荒れていくのは当然です。我々の立場は農地を管理してくださいと言わなくてはならないのですが、実際に我々が伝えに行っても、お米を作れないような状態なのに草刈りをやってくれと言っても実際には難しい話です。国の政策で農地を守るような状況にしていただかなくては農地を守れません。みんな困っておりますが、国のほうから詳しい対応策が出てこない状況で、人件費だけ上げろ上げろ。上げても実際物価が高騰し過ぎて、それに追いついていかないから、給料上がったような感覚がないという話もありますが、我々は全然上がりません。本当に農業者に対して国はどう思っているのか。農業者から国のほうに何らかのアクションを起こさないと、このままでは本当に農地を守っていくことが非常に難しくなっていくのかなと思っております。

局長

とめどもない話ですが、今日の委員会がスムーズにいきますように  
よろしくお願いします。

会長、ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長  
に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、  
私から4番の山崎委員、5番の渋谷委員を指名いたします。よろしく  
お願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可につ  
いて、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明し  
ます。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面  
積は2,416平方メートルです。通作距離は0.4キロメートル、農機具は  
完備しております。農業従事者は、譲受人1名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面  
積は9,108平方メートルです。通作距離は32キロメートル、農機具は完  
備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は死因贈与です。経営面  
積は2,267平方メートルです。通作距離は0.7キロメートル、農機具は  
完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

死因贈与とは、贈与者と受贈者の契約に基づく贈与の一種であり、  
民法上、贈与者が死亡したときに贈与の執行が生じるものです。また、  
贈与者は既に死亡しており、申請書には生前に贈与者と受贈者が共同  
で作成した公正証書が添付されております。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面

|                   |   |                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |   | <p>積は5,427平方メートルです。通作距離は2.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。</p> <p>以上4件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>                                  |
| 議                 | 長 | <p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員4番の林委員、2番について推進委員9番の齋藤委員、3番について推進委員1番の小早川委員、4番について推進委員6番の関根委員よりお願いいたします。</p> <p>それでは、1番について、林委員よりお願いいたします。</p>                           |
| 4番推進委員<br>(林委員)   |   | <p>1番の件について補足説明します。</p> <p>2月15日に現地を確認しております。申請地については適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。</p> <p>以上、報告いたします。</p>                   |
| 議                 | 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>2番について、齋藤委員よりお願いいたします。</p>                                                                                                                                  |
| 9番推進委員<br>(齋藤委員)  |   | <p>2番の件について補足説明します。</p> <p>2月15日に現地を確認しております。申請地につきましては、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ありません。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> |
| 議                 | 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>3番について、小早川委員よりお願いいたします。</p>                                                                                                                                 |
| 1番推進委員<br>(小早川委員) |   | <p>3番の件について補足説明します。</p> <p>2月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農</p>                                                       |

議長

6 番推進委員  
(関根委員)

議長

全 員  
議長

議長

統括主幹

機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

4 番について、関根委員よりお願いいたします。

4 番の件について補足説明いたします。

2 月 15 日に現地を確認いたしました。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題ありません。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 8 番について、事務局より説明願います。

議案書の 3 ページ及び 4 ページを御覧ください。

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定についての 1 番から 8 番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭になり、住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも近く、将来、子育てなど、お互い助け合える最適

な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和59年に市内に本店を置き、主に土木、建築工事業を営む法人です。現在、取引先の資材置場の一部を利用していましたが、取引先から利用を断られ、立ち退きを迫られており、新たに資材置場を設置するための土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は沿道サービス施設（コンビニエンスストア）です。転用理由といたしまして、借人は昭和14年に市外に本店を置き、主に物品販売業を営む法人です。沿道サービス施設としての要件は、自動車の運転者及び同乗者の飲食物の提供及び休憩、休息をしていただくことにあり、多くの自動車の交通量がある場所を探していたところ、申請地は県道越谷野田線と県道平方東京線の交わる場所にあり、大型車等非常に交通量の多い場所で、沿道サービス施設としての目的を達するのによい場所と考え計画したところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に1人で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家からもほど近く、今後お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成26年に市内に本店を置き、主に解体工事業を営む法人です。現在使用している資材置場は、受注の増加により工事車両や機材などが増え、満杯状態にあり、車両の入替え時などは道路を利用して行っているため、一般の通行者に迷惑をかけている状態です。これらのことを解消するため、新たに資材置場用の土地を探していたところ、申請地は現在使用している資材置場からも近い場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

なお、令和5年6月28日付で、駐車場、資材置場として農用地区域から除かれています。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、十分な居住空間を確保できる住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は保育園、小学校にも近く、教育的な環境にも優れ、妻の父親の住宅にもほど近く、将来お互い何かあったときに助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分な居住空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で妻の両親の住宅にもほど近く、将来、両親の介護など、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和4年に市外に本店を置き、主に解体工事業を営む法人です。現在使用している駐車場は、別会社の資材置場の一部を間借りしておりますが、手狭になり、自社の車両を保管することが困難になったため、駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からもほど近い場所で、幹線道路にもアクセスがよく、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

以上8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について小林委員、2番及び3番について三ツ木委員、4番につい

1 3 番 委 員  
(小林委員)

議 長

1 4 番 委 員  
(三ツ木委員)

議 長

7 番 委 員  
(大熊委員)

て大熊委員、5番については私から、6番について田口委員、7番について藤井委員、8番について宇田川委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、小林委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

2月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすことはない判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

2番及び3番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

2番の件について説明します。

2月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはない判断いたします。

続きまして、3番の件について説明いたします。

2月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は沿道サービス施設（コンビニエンスストア）です。道路に接している部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びメッシュフェンスを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはない判断します。

以上、2件報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

4番について、大熊委員よりお願いいたします。

4番の件について説明します。

2月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接する東側と南側を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはない判断します。

以上、報告します。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

5 番について、私から説明いたします。

5 番の件について説明いたします。2 月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。西側出入口部分を除き、東側及び南側にコンクリートブロック、北側に土留め鋼板を設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

6 番について、田口委員よりお願いいたします。

1 0 番 委 員  
( 田 口 委 員 )

それでは、6 番の件について説明いたします。

2 月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。道路に接する南側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

7 番について、藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員  
( 藤 井 委 員 )

7 番の件についてご説明させていただきます。

2 月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及び地先ブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

8 番について、宇田川委員よりお願いいたします。

8 番 委 員  
( 宇 田 川 委 員 )

2 月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、新設コンクリートブロック積み、その他周囲を既設コンクリート擁壁及びコンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

|         |   |                                                                                                                                                       |
|---------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議       | 長 | ありがとうございました。                                                                                                                                          |
|         |   | ただいまの説明について質疑はございませんか。                                                                                                                                |
| 全       | 員 | なし。                                                                                                                                                   |
| 議       | 長 | 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。                                                                                                                     |
|         |   | 続いて、採決を行います。                                                                                                                                          |
|         |   | 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。                                                                                                                           |
|         |   | 〔挙手全員〕                                                                                                                                                |
| 議       | 長 | 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。                                                                                                                   |
|         |   | 続きまして、第2号議案の9番につきましては、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●は退席させていただきます。                                                                     |
|         |   | 議事進行については、荻島職務代理にお願いいたします。                                                                                                                            |
|         |   | ここで暫時休憩いたします。                                                                                                                                         |
|         |   | (休憩時刻：午前10時21分)                                                                                                                                       |
|         |   | (12番 ●●委員退室：午前10時21分)                                                                                                                                 |
|         |   | (再開時刻：午前10時22分)                                                                                                                                       |
| 職 務 代 理 |   | 休憩前に引き続き会議を開きます。                                                                                                                                      |
|         |   | 第2号議案、9番について、事務局から説明願います。                                                                                                                             |
| 統 括 主 幹 |   | 議案書の4ページを御覧ください。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての9番について説明します。                                                                                       |
|         |   | 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。                                                                                                                              |
|         |   | それでは、9番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成27年に市外に本店を置き、主に建築、土木、解体工事業を営む法人です。事業拡大に伴い新たに資材置場用の土地を探していたところ、申請地は本社にもほど近い場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。 |
|         |   | 本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ                                                                                                                        |

|                    |                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | <p>一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められないので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>                   |
| 職 務 代 理            | <p>ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を宇田川委員よりお願いいたします。</p>                                                                                                    |
| 8 番 委 員<br>(宇田川委員) | <p>9番の件について説明します。</p> <p>2月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。</p>                       |
| 職 務 代 理            | <p>以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>                                                                                                  |
| 全 員                | <p>ただいまの説明について質疑はございますか。</p>                                                                                                                           |
| 職 務 代 理            | <p>なし。</p> <p>質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>                                                |
| 職 務 代 理            | <p>〔挙手全員〕</p> <p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>ここで暫時休憩します。</p> <p>(休憩時刻：午前10時24分)</p> <p>(12番 ●●委員入室：午前10時24分)</p> <p>(再開時刻：午前10時25分)</p> |
| 議 長                | <p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。</p>                                                                            |

統括主幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は、法の本則から削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により、令和5年4月1日の施行日から起算して2年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため、施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり、農業委員会にご審議をお願いするものです。

議案書の5ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は1,000平方メートル、再設定で、期間は5年です。

本件の計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長  
議員  
議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

統括主幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の6ページから7ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

議案書の8ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の

議

長

規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページから10ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、5件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、11ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、3月25日月曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時30分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和6年 2月26日

議 長

署名委員

署名委員